

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

令和元年分の決算を終えて

会員の皆様、確定申告お疲れさまでした。

本年は、会員の皆様のご協力のおかげで、待ち時間が少なくスムーズに対応できましたことに感謝いたします。なお、来年もより待ち時間を少なくし、確定申告を効率的に行うことができるよう以下の注意点を述べさせていただきます。

●会計ソフト使用者について

会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、会計ソフト使用者は三ヶ月に一回は事務局にお越しいただき、入力内容の確認をお願い致します。また、確定申告が終了したのちは、そのデータをUSB等に保存し、各勘定科目の印刷をしていただくようお願い致します。保存期間は7年間となります。尚、ご来局の際はUSB等もご持参いただきますようお願い致します。

●公的年金等

その年一年分の公的年金等の金額、その金額から控除された源泉徴収税額及び介護保険料等の社会保険料等の記載されている公的年金等の源泉徴収票（一月下旬到着分）は必ずご持参いただきますようお願い致します。

●介護保険料及び国民健康保険料について

あらかじめその年分の支払額を調べていたくようお願い致します。

●前年以前三年分の決算書・申告書の持参

前年以前三年分の決算書・申告書は本年分の消費税の申告、純損失の繰越控除、減価償却費の計算に必要な資料となりますので、必ずご持参いただきますようお願い致します。

●減価償却費の計算

減価償却資産については、決算時に計算した

のでは、相当時間がかかる場合があります。そこで、秋の記帳相談の頃に青色申告会事務局で

本年分の減価償却費の計算もしますので必ず

お越しくださいようお願い致します。案内は十

月の初旬にお出し致します。なお、車両の買換

えをした場合は、前年分の決算書のほかに、新しく購入した車両の購入価額、自動車の保険料、自動車税等、下取りに出した車両の下取り価額などが記載されている資料

さらに新しく購入した車両についてローンを組んだ場合にはそ

の借入金等の返済明細書が必要になりますので、買換えをした方は、必ず持参いただきます

ようお願い致します。

なお、消費税については令和元年十月一日以後の改正により消費税率が10%の標準税率と8%の軽減税率の複数税率になつたことに

により適用の記載事項として次の内容を記載しなければならないこととなりました。

- 取引の相手方の氏名または名称。

2、取引年月日

3、取引内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を含む。）

4、取引金額

標準税率10%の適用取引と軽減税率8%の適用取引は、行を分けて記入してくださるようお願い致します。

●USB等ご持参のお願い

（二）数年間、ICT（国税庁ホームページ印刷による提出）やe-Taxにより確定申告書で提出をする会員が増えております。そこで、パソコンの使用時に入力した令和元年分のデータを保存しておきますと、令和2年分のデータ入力時に会員の氏名、住所等のデータを新たに入力する必要がなくなり、時間の短縮につながりますのでご持参をしていただきますようお願い致します。（USB等は事務局でも販売しております。摘要が記入されていないと消費税の課税事業者のうち一般課税を選択している方は、納付すべき消費税額の計算上、課税売上に課税された消費税額から仕入れや諸経費に含まれている消費税額を控除することができませんので、入力や記帳にあたっては必ず摘要（何をどこへ支払ったか）を記入するようにしてください

●医療費控除について

平成二十九年から令和元年までは医療費控除の明細書を提出するか、医療費の領収書を提出することで医療費控除の適用を受けることができるのですが、令和一年分より医療費控除の適用を受ける方は、医療費の領収書を提出して医療費控除の適用の合計額を申告書に記入すれば医療費控除を受けることができるという規定はなくなり、医療費控除の明細書を提出するという規定のみになりました。（ただし、医療費の領収書は確定申告期限から五年間、税務署

から医療費の領収書の提示又は提出を求める場合がありますので、医療費の領収書は破棄せずに必ず保管するようにしてください。）よつて、医療費控除の適用を受ける方は必ず医療費控除の明細書を作成してご持参くださるようお願いいたします。

● 土地・建物を売却された場合

土地や建物を売却された場合には売却価額が高額になること、税法上の処理も複雑になることが多いため事務局の職員では処理できないことがあります。尚、税務署に相談していただく場合には、あらかじめ電話にて事前予約をしていただくようお願い致します。

● 青色申告特別控除の改正

令和二年分の確定申告から、複式簿記による記帳をしている方の青色申告特別控除が六五万円から五五万円に引き下げられます。但し、複式簿記による記帳をしている方で次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は青色申告特別控除が六五万円となります。

1. その年分の確定申告書、決算書(貸借対照表及び損益計算書等)を、その提出期限までにe-Taxを使用して行うこと。
2. その年分の事業に係わる仕訳帳及び総勘定元帳について電磁的記録の備付け等を行っていること。

その電磁的記録の備付け等について、会計ソフトにより記帳をしている会員は、令和二年九月二十九日までに「国税関係帳簿・書類の電磁的記録等による保存等の承認申請書」を提出する必要があります。よつて会計ソフトで入力している方でその書類の提出をしていない方は令和二年七月中に練馬西青色申告会事務局にお越しになりその書類を提出して頂くようお願い致します。

● 「確定申告のお知らせ」を必ずお持ちください

青色申告会事務局を経由して申告書を税務署に提出された方は、来年の確定申告時には税務署から、決算書、所得税及び消費税の申告書などは送付されず、納期限、予定納税額など確定申告書の作成に必要な情報が記載された「確定申告のお知らせ」はがき(振替納税を利用する方)又は通知書(納付書が必要な方)が一月の下旬までに送付されますので必ずその書類をご持参くださいとお願い致します。

なお、決算書は練馬西青色申告会事務所にも用意しておりますので、ご来局の際にお持ち帰りいただくようお願い致します。所得税及び消費税の申告書用紙は、税務署に連絡していただくと送付されますので郵送を希望される方は、来年の一月以降に税務署へ申告書の送付依頼をして頂くようお願い致します。

2020年度税務職員募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、而~
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

△ 受 談 資 格 1 令和2年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日起算して3年を経過していない者及び令和3年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
2 人事院が上記1に掲げる者に準すると認める者

△ 申込手続 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスを御利用ください。
[\[http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html\]](http://www.jinji-shiken.go.jp/jukan.html)

2 受付期間
令和2年6月22日(月)9時から令和2年7月1日(水)まで[受信有効]

3 受験案内交付期間
令和2年5月8日(金)から令和2年7月1日(水)まで
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)

4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注) 人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[\[http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html\]](http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html)

△ 試験日 第1次試験 令和2年9月6日(日)
第2次試験 令和2年10月14日(水)から令和2年10月23日(金)
までのうち指定された日時

(注) 詳細については、お気軽に東京国税局人事第二課試験係(電話(03)3542-2111 内線2162)までお尋ねください。

★小規模企業共済ご加入のお勧め

当会では小規模企業共済のご加入をお勧めしております。この制度の特典として、掛金は全額所得控除となり、廃業により受取った共済金は一括受取の場合は退職所得扱い、分割受取りの場合は公的年金等の雑所得扱いになり、節税にも役立つ制度です。是非ともご加入して頂きますようお願い致します。

※経営は、独立行政法人中小企業基盤整備機構です。

★感染拡大防止協力金について

当会は、東京都感染防止拡大協力金の専門家となりました。東京都からの自粛要請通りに休業、または時短(飲食業)された方は対象となりますので、是非とも当会をご利用ください。

★青色カルチャーについて

当会の青色カルチャー(書道・絵画・英会話・カラオケ・そろばん)は、新型コロナウイルスの感染が終息するまでお休みさせて頂きます。

練馬西税務署からのお知らせ

申告所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限を区切らず、令和2年4月17日以降も受付することとなりました。但し、申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載する必要があります。

納付期限は、令和2年4月17日以降に申告をした場合は、その申告書を提出した日が納付期限となり、振替納税の方は、税務署より個別に連絡させていただきます。

尚、令和2年4月17日以降の相談は、必ず事前予約制となっております。